別表第二環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項を次のように改める。

田町駅東口北地区地区整備計画	七号)のうち、地区整備計画が定められた区域都市計画法第二十条第一項の規定により告示された田町駅東口北地区地区計画(平成二十六年東京都告示第千三百六十
虎ノ門三・四丁目地区地区整備計画	のうち、地区整備計画が定められた区域都市計画法第二十条第一項の規定により告示された虎ノ門三・四丁目地区地区計画(平成二十七年港区告示第八十三号)
虎ノ門二丁目1地区地区整備計画	うち、地区整備計画が定められた区域 都市計画法第二十条第一項の規定により告示された虎ノ門二丁目L地区地区計画(平成二十七年港区告示第百四号)の

別表第一環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項中「(平成二十年東京都告示第八 百九十九号)」を「(平成二十七年東京都告示第百九十八号)」に改め、同表に次のように加 える。

の一部を吹のように牧正する。

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成三年港区条例第二十一号)

提出者 港区長 器 韬 # 品

平成二十七年六月十七日

右の議案を提出する。

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議 案 第 四 十 三 号

計区地虎新二環 画整区ノ橋 号状 備地門・線第	I 無冈	建築物 三 建築面積が二百平方メートル未満のが百分の二百九米満の建築物 二 住宅等の用途に供する部分の容積率物 開型性風俗特殊営業の用に供する建築 「 風営法第二条第六項各号に掲げる店	十次G H十	+æe +æe	+&e \		本の を を を を を を を を を を を を を			界の建示図計限築すに画
	Ⅱ毎冈	建築物四 建築面積が二百平方メートル未満の四 建築面積が二百平方メートル未満の建築物が百分の三百六十一未満の建築物三 住宅等の用途に供する部分の容積率が一 事務所 物 関党法第二条第六項各号に掲げる店	 十二 十次の		式 十年6		マータン・ 及、エスカー で発売する の部分、 で発した。 を関した。 を関した。 を関した。 を発し、 を発し、 を発し、 を発し、 を発し、 を発し、 を発し、 を発し、 を発し、 を発し、 を発し、 をでし、 をし、 をでし、			
	Ⅲ毎冈	建築物 三 建築面積が二百平方メートル未満のが石分の百二十米満の建築物 二 住宅等の用途に供する部分の容積率物 国質性観性風俗特殊営業の用に供する建築		カ+ 十 <i>本</i> の		トメギ田が、一方子子	分排部に確者出下出す車部 C を気分必保の入歩入る場分ベケ 除施並要す安口行口地の く設でなる全、者及下用地タ及 のに庇た性歩通び車に下し 部絡のめを行路地路供駐のコ			
	A 他区	建築物 迷気に同条第五項のいずれかの用に供する風営法第二条第一項第七号及び第八号並					び者たの未平積数壁計 映めたを満方が値面画 適分のたみづけが値面画 性全、くあし百敷 を性歩、るト五地電示 離及行、もル十面のす	都項十二法平別都ル八市に六号律成措市。十再基条一第十置再たメ生世界たメ生づ第二四法生だ一特ペート特ペーニー		

MI他冈				るめ の の の 画 の の の の の の の の の の の の の	よめ第二さ種りは物域別るる六条は築で、に内地の高号第、物な、つの区さに一合のいのい種のにた「在のに近には、にた道領語。限て、		
(金属)	無いる (国) (国) (国) (国) (国) (国) (本) (国) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本		トメ平五二ルーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカ	をのび類そめを性歩数曜計 除たにすのに確及行債 面画 くめ曙る他心保では。の面 の面もに要す快のお 施縁のれなる適安た 設化並に庇た住金に 設化並に庇た住金にす	よめ第二さ建ル人 るる六条は築 十 。高号第、物 メ さに一令の 一 に定項第高 ト		
XX 毎 区 (V)	建築物びに同条第五項のいずれかの用に供する風営法第二条第一項第七号及び第八号並			くめ壁る他必保び者たの未平積数壁計 の面もこ要す快のだを満方が値面画 施緑のれなる適安に除でオーの図 設化並に庇た性全、くあし百敷位に をのび類そめを性歩。るト五地置示 除たにすのに確及行。もル十面のす	め第二さ建限て築区特〈一三別都ル八る六条は築りは物域別都項十措市。十高号第、物で、に内地市に六置再たメさに一令のなこつの区再基条法生だ1に定項第高いのい建の生づ第第特しト		

よる。 別表第二に次のように加える。 田町駅 風営法第二条第一項各号に掲げる風 I 海区 計画図に示す 地区地東口光 俗営業及び同条第五項に規定する性風 壁面の位置の 俗関連特殊営業の用に供する建築物 数値。ただし 区整備 11 ケージャン風、ぼわろい風、黙智感 歩行者の通行 盂圖 勝馬投票券発売所、場外車券売場その の用に供する 他これらに類するもの 通路、歩行者 デッキ、エフ ベーダー、エ スカレーダー 階段その他こ れらに類する 用途に供する 建築物並びに 歩行者の快適 性及び安全性 を高めるため の庇その他に れに類する建 築物の部分を 歩く。 あずまや、公衆便所その他これらに類す 計画図に示す 公園街 壁面の位置の る公園施設以外の建築物 +。た +谷の 法別表第二の項に掲げる建築物 十分の 十分の 計画図に示す Ⅱ海区 五百 日十ペーム 1 風営法第二条第一項各号に掲げる風 11+=< $\stackrel{\cdot}{\prec}$ 壁面の位置の 平方 $\Pi - 1$ だし、 数値。ただし、 街区 俗営業及び同条第五項に規定する性風 建築物の高 \sim -俗関連特殊営業の用に供する建築物 巡查派 ~ <u>~</u> ~ 歩行者の通行 さはて、L 出所そ の用に供する 三 建築面積が五十平方メートル未満の ただ からの高さ ے′ 通路、歩行者 **ご**れる。 建築物(巡査派出所その他これに類す の他と れに類 る公益上必要な建築物の場合を除く。) 巡查 デッキ、HV する公 ベーダー、エ 炭田 相上党 所そ スカレーダー 要な建 階段その他こ の他 築物の れらに類する これ に類 用途に供する 場合を 歩く。 to 10 建築物並びに

歩行者の快適

性及び安全性

公福

고 첫

	他 Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z	俗関連特殊営業の用に供する建築物俗営業及び同条第五項に規定する性風俗営法第二条第一項各号に掲げる風二 ほ別表第二の項に掲げる建築物		除合の敷物建要く。を場地の築な	楽く。 楽物の部分を れに類するを の底その他と	にかさ建一百 よらは築ト八 るのT物ル十 。 高 . の 五 さ P 高 メ		
画整区丁三虎 備地目•/	A 岩 図	の他これらに類するもの 三 勝馬投票券発売所、場外車券売場そるもの るもの 二 カラオケボックスその他これに類す俗関連特殊営業の用に供する建築物俗買業及び同条第五項に規定する性風俗営法第二条第一項各号に掲げる風		トメ平五ルーカ百	なこターエにを性歩数 曜計 るりれー、ス設高及行信 国国 るら等エカけめび者。の国 屋に並レレるる利のたび 根認びべ 一路で何回がで、一路で何回が、一路で何回がで、一路が便にがかればにし タ 段 め 仕 遊しのす			
	B B M M M				のにる と が が が が が が が が が が が が が			
備地10二虎 計区地丁/ 画整区目門		三、勝馬投票券発売所、場外車券売場そろものろうの こ、カラオケボックスその他これに類す俗関連特殊営業の用に供する建築物俗言業及び同条第五項に規定する性風に営業をは見に視にする性風			な高めるため 性及び安全性 歩行者の供殖 数値。ただし、 壁面の位置の 計画図に下す	- 1. 1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.		

の名い式のに離するもの	、物に と雇い 近 と と と と と と と と と と と と と と と と と と	
-------------	---	--

付 副

この条例は、公布の日から施行する。

(點 町)

整備する必要があるため、本案を提出いたします。計画、虎ノ門三・四丁目地区地区計画及び虎ノ門二丁目 12地区地区計画の決定に伴い、規定を環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画の都市計画決定の変更並びに田町駅東口北地区地区